

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（愛知大臣発マイヤー米大使宛書簡）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 愛知大臣, マイヤー駐日アメリカ合衆国大使, 書簡, 愛知大臣発マイヤー米大使宛書簡, 法制局, 閣議了解, 吉野・スナイダー書簡, 愛知大臣 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43442

糸々柳井事務官コメント

極秘

よつて、本件交渉を取りまとめるための文書が
が方で作成するにあつては、この米側案を基礎
とすべきでないか、何別の問題につ
ては、例えは「資格承認」の対象とすべき卒業士
を帰国日前少なくとも15ヶ月間活動していた者
に限る等具体的な提案も含まれているので、か
かる案は案形として、次のような方針で作業
を進めるべきといたしたい。

(4) 外資系企業等の取扱いについては、わが方と
して立法措置を要するものが多い。(既存の外

資に対する外資法の適用、事業活動に關する
外務省

経過措置、医師・弁護士等の資格承認、課税に
關する経過措置等) よつて、かかる立法が行
われる前の段階では、日本政府は、法的な
約束は行ない得ず、米側の求める「アエユ
フランス」のためのわが方文書は、日本政府の「方針」
を通報する性格のものに留まらざるを得ない。
(これは、対外的な「帰国対策要綱」の如きもの)

(4) 前記の様な性格の文書の内容としては、
3月25日付けのわが方トーキング・パートナーに掲げ

られた事項に關する日本政府の方針をこ
ろ限り簡単に記載する。このため、在油関係
外務省

企業、農林関係企業等若干の問題業種の取扱...

医師・弁護士の資格互認、国県有地の取扱...

等未解決の問題について各省の検討を促進し

早急に結論を出す必要がある

(1) 米割が必要となる場合には、何々の技術的

な問題について、^{必要に応じて}交渉上の文書としてさらに

トalking paperを作成する。

電話されたか、お留守でしたら、口頭にかえ。

1.20

佐藤さん。

1. 貴付りの資料書き込みされた。資格互認については、全体として若干「含み」を持たせておいた方が安全と思っております。

2. 「仲親人...の取扱...の均等」という点については、私が云ったように、ご方から考えてみます。スリーディングが本面であり、理解段階では、これに云わな...方が...という感じですね。

3. 本件発言案、全体について各省の了解を伺うに際し、これに次の点につき確認をいただきたいと思っております。

(1) 親族への送金を認める具体的な根拠規定

(2) 医師・弁護士については、地域・期間制限を付す場合には、無試験とするのか、また、この場合には

も、制限期間内終了した業務については、試験
輸を通^(これは認められた)る必要がなくなり、試験に
ついては、英語で受けられることとする等何らか
の便宜を考へて用意ありや。

柳井

裁
無期限

1. 外資系企業^(外資系)の取扱い、^{為替管理、課税問題}
輸出業^(輸出業)
等に関する米側より行方不明な要請については、二

国に入手した資料に基づき、関係各省において

鋭意具体的な検討を進めている。

2. 外資系企業^(内閣府日本国への参入)の取扱いについては、次のとおりである。

(1) 手続的には、帰国後すみやかに^(日本) 参入の外資法
に基づき認可を受けようとするため申請をしよう。

かかる申請及びその知照を円滑に行なうよう

な必要を経過措置がとられることとする。

(2) 実質的には、二国に米側より入手している資料

に基づき、中小企業に限り大きな問題はない

十
何
人

農
林

(ヒルメウ) (豊)

新

(1) 若何別企業の取扱いに關する日本側資料

(了解知事に基づいて)

の見解は、目下行なっている検討を終え

次第米側に伝えたり済みである。各省

における作業は、2月末には終了する見込

ありである

3. ^{外貨}送金、課税等その他の問題についても、今後

検討の進捗に応じて、さらに具体的に回答する

こととしたいが、^{関し}外貨送金については、外貨法上の

認可を貸付たものには問題なく、個人の親族への

送金等他の場合においても本土の法令上かぎり

(大支那問題)

申すに送金^も認めらるべきである。既に付

き、^但課税問題については、方ではお伝え

したとおり、環球税法及び布令^の適用^も

前^の道^はよって復帰前^に納税済みの所得

納

に對しさらに日本税法で課税するようなことは

遊取

しないつもりである。しかしにせよ、先月米大使館

より提示のあった^各復旧事項については、できる

限りすみやかに^(レコナ)回答^の努力^をしている。

また、検討の過程において、^的追加資料^が

必要とせらるるにつき、米側の協力を亦願

する

4/10 中野

4/ 外国人の在留資格

(1) 冲縄において適法に認められた在留資格

と専ら好意的に配慮する。 (日本の法律に基き)

(2) 手続的には、復帰後申請時に在留資格

を得たのに申請手続をとってもらう。

手続に要する期間については特別に配慮する旨

意あり。

5/ 自由業者の資格取得

(1) 概括的に方針を示すに付、問題下あり。現

在在道に在りたる関係各官庁の協議を総合し、
手続 (の過程において)

母 所屬別課 (冲縄に在り) 及び

母 期內別課 (一定年限を以て認め)

(を付し業務の継続を認めるに、案が出され)

~~自由業者の資格取得~~ 冲縄人の自由業者の資格

資格の取得に在りては、
冲縄に在りては、

(2) 弁護士、醫師(歯科医除く)については前記の条
針が適用されるものと存じ、
(業により処理し)

(3) (1)の(2)については、琉球法令に基き、
在外資格は、そのまゝ認め、
冲縄に在りては、

業の継続を許可し、
士については、米国人との同一視を以て、

に在り、

(3) 向附に付、米側から得る資料は、

下列の如き場合に、
追加の資料を調査
するに在り、